

# 認知症介護研究・研修大府センター研修実施要項

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター（以下「センター」という。）は、認知症介護実践研修を企画・立案し、研修を実施するとともに、介護保険施設・事業所等における認知症介護の質の向上、及び地域資源の連携体制構築の推進等に必要な能力を身につけ、認知症者に対する地域全体の介護サービスの充実を図ることを目的とします。

### (研修コース)

第2条 センターが実施する研修コースは、認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修とする。

### (センターの研修対象地域)

第3条 センターの研修対象地域は、別記のとおりとする。

## 第2章 認知症介護指導者養成研修

### (認知症介護指導者養成研修)

第4条 認知症介護指導者養成研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知及び平成21年3月26日老発第0326004号厚生労働省老健局長通知）の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」4（5）に基づく研修とする。

### (研修対象者)

第5条 研修対象者は、次の①～⑤の全てを満たす者のうち、認知症介護指導者養成研修対象者として都道府県等の長が適当と認め、推薦した者の中から、センターが実施する認知症指導者養成研修対象者選抜考査の結果、センター長が認めた者とする。

- ① 認知症介護実践リーダー研修修了者であること。
- ② 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者。
- ③ 以下のいずれかに該当する者で、おおむね5年以上の介護実務経験を有する者。
  - (ア) 介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者。ただし、都道府県・指定都市から推薦された者は、過去において介護保険事業所等に従事していた者を含む。
  - (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
  - (ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- ④ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することを推薦者が認めている者とする。

- ⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者とする。

**(研修内容)**

第6条 研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術、地域ケアの推進方法の修得を目的として、別に定める研修カリキュラムにより研修を実施するものとする。

**(研修期間)**

第7条 研修期間は、原則として研修1回につき通算9週間とし、その内訳は次のとおりとする。

- ① センターにおける前期研修 土日含め3週間
- ② 職場における研修 土日含め4週間
- ③ センターにおける後期研修 土日含め2週間

**(研修受講者数)**

第8条 研修受講者数は、原則として研修1回につき22名とする。

**(研修の実施施設)**

第9条 原則として、講義及び演習はセンターにおいて、実習はセンター長が指定する実習施設において実施する。

**(研修受講手続き)**

第10条 研修の受講手続きは、別に定める研修受講者募集要項によるものとする。

**(研修受講者の遵守事項)**

第11条 研修受講者は、センターの諸規則を遵守しなければならない。

**(研修の取り消し)**

第12条 センター長は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、研修の受講を取り消すことができる。

- 2 センター長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を付し、研修受講者を推薦した都道府県等の長に通知するものとする。

**(研修の修了)**

第13条 センター長は、研修の全てのカリキュラムを受講し、センターが行う考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、別紙様式1の修了証書を交付する。

- 2 センター長は、当該修了証書の交付後、都道府県・指定都市の所管課を通じ推薦者に修了者を通知する。

#### (修了者の登録)

第 14 条 センター長は、研修修了者について、認知症介護指導者として登録し、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を管理するものとする。

#### (研修費用)

第 15 条 研修に要する経費については、都道府県等が負担するものとし、その具体的な費用負担額については、別に定める研修受講者募集要項において定める。

2 研修の受講を開始後、研修の取り消しを受けもしくは自己の都合等により、研修を修了出来ない場合においても、研修費用はいつさい返金しない。

### 第 3 章 フォローアップ研修

#### (都道府県等からの受託)

第 16 条 フォローアップ研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 21 年 3 月 26 日老発第 0326004 号厚生労働省老健局長通知)の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。) 4 (6) に基づき、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施する事業の委託を受けて実施するものとする。

#### (研修対象者)

第 17 条 研修対象者は、次の要件を全て満たす者のうち、都道府県等の長が適当と認め、かつ、センターの研修対象者として推薦された者とする。

1. 下記の①、②のいずれかの要件に該当する者
  - ① 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者
  - ② 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者
2. 認知症介護指導者養成研修又はフォローアップ研修修了後 1 年以上を経ている者

#### (研修内容)

第 18 条 研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、別に定める研修カリキュラムにより研修を実施するものとする。

#### (研修期間)

第 19 条 研修期間は、原則として 5 日間とする。

#### (研修受講者数)

第 20 条 各都道府県等当たり、研修 1 回につき、原則として 1~2 名(年間最大 3 名)とする。

各研修受講者数は、原則として研修 1 回につき 30 名程度とする。

#### (研修の実施施設)

第 21 条 原則として、センターにおいて実施する。

#### (研修受講手続き)

第 22 条 別に定める研修受講者募集要項の手続きによるものとする。

#### (研修受講者の遵守事項)

第 23 条 研修受講者は、センターの諸規則を遵守しなければならない。

#### (研修の取り消し)

- 第 24 条 センター長は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、研修の受講を取り消すことができる。
- 2 センター長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を付し、研修受講者を推薦した都道府県等の長に通知するものとする。

#### (修了証書の交付)

第 25 条 センター長は、研修修了者に対し、別紙様式 2 の修了証書を交付する。

#### (研修修了者の登録)

第 26 条 センター長は、研修修了者について、フォローアップ研修修了者として登録し修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入し、管理するものとする。

#### (研修費用)

第 27 条 研修に要する経費については、研修受講者及び都道府県等が負担するものとし、その具体的な費用負担額については、別に定める研修受講者募集要項において定める。

#### 附 則

- 1 本要項は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 4 月 1 日一部改正
- 3 平成 16 年 8 月 23 日一部改正
- 4 平成 17 年 4 月 1 日一部改正
- 5 平成 17 年 5 月 13 日一部改正
- 6 平成 18 年 3 月 31 日一部改正
- 7 平成 19 年 3 月 14 日一部改正
- 8 平成 19 年 4 月 26 日一部改正
- 9 平成 20 年 3 月 4 日一部改正
- 10 平成 21 年 3 月 3 日一部改正
- 11 平成 22 年 1 月 26 日一部改正

## 別 記

### センターの研修対象地域

#### 中部地域

富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県  
静岡市、浜松市、名古屋市

#### 近畿地域

三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
京都市、大阪市、堺市、神戸市

